

(別添5)質権約定書 貸付信託受益権 合同運用指定金銭信託受益権 を目的とする場合

退職手当保全のための質権設定に関する約定書

印 紙
確定付 昭和 年 月 日

会 社(甲)住 所
信託会社(乙)住 所
名 称
労 働 者(丙)別冊労働者名簿記載の各労働者
代理 人(丁)住 所
氏 名

甲の退職手当の支払に関する就業規則に基づき甲が丙に対し負担する退職手当の支払債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第五条に規定する保全措置として、甲が乙に対して有する 貸付信託受益権 受益権 の上に、甲が丙を質権者として質権の設定を行うにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の事項を確約する。

記

第一条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

- 一 丙が甲に対して有する退職手当債権の保全のために行う質権設定契約の締結
 - 二 本約定書正本の保管及び乙への保護預け等による質権の目的物である別冊 受益証券 明細書に記載されている 貸付信託受益証券 (以下 「受益証券」 「受益権証書」 という。)の保管
 - 三 質権実行に関する手続(金銭の受領を含む。)
 - 四 第十一条第三項ただし書きに基づく期間の延長
 - 五 復代理人の選任
 - 六 前各号に付帯するいつさいの行為
- 第二条 甲は、甲が第十一条第一項の期間内に第五条第一項の各号のいずれかに該当した場合において、甲が第十一条第二項の期間内に退職した丙に対して負担する退職手当(既に支払われた額を除く。以下「未払退職手当」という。)の支払債務の根担保として、

それぞれ別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された金額を限度として、 \diagup 受益証券 \diagdown に係る \diagup 貸付信託 \diagdown の元本受益権の上に、丙を質権者として質権を設定し、丁に当該 \diagup 受益証券 \diagdown を差し入れることとする。

第三条

乙は、前条の質権の設定を承諾する。

第四条 丁は、本約定による質権の目的物を転質することができないこととする。

第五条 第二条の質権は、甲が次のいずれかに該当したときにのみ実行することができる

こととする。

一 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三 貨金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百六十九号)第二条第一項第五号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときには、直ちに、乙に通知することとする。

第六条 質権の実行は、丙が個別に行うことなく、丁のみがこれを行うこととする。

2 前項の請求を分割して行う場合には、その請求は毎月一回を超えないこととする。

3 丁は、質権を実行しようとするときは、あらかじめ、甲に対し、次の事項を丙の個人別に記載し、かつ、丙の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求することとする。

一 質権の実行時における未払退職手当の額

二 別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された額

三 第一号又は前号の額のいずれか少ない額(以下「被担保額」という。)

四 被担保額に係る所得税の額及び地方税の額(以下「税額」という。)

五 被担保額から税額を控除した額(以下「手取額」という。)

六 退職日

4 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被担保額、税額及び手取額をそれぞれ合算した額を記載の上、これに署名押印して、丁に交付することとする。

5 丁は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを乙に提出し、当該書面に記載された手取額を合算した額の金銭の丁への交付及び税額を合算した額の金銭の甲への交付を請求することとする。

第七条 乙は、前条第五項の請求があつたときは、丁及び甲に当該金銭をそれぞれ交付することとする。

第八条 丁は、前条により金銭の交付を受けたときは、直ちに丙の受領すべき金銭を丙の

指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。

第九条 乙は、第六条第五項により丁から提出された書面その他この取引に係るいつさいの書類に押印された甲又は丁の印影が本約定書に押印された甲又は丁の印影と相違ないと認め、当該書面の記載内容に従い、金銭の交付等を行つたときは、その取扱いに関する

るいつさいの責任を免れることとする。

第十条 甲及び丁は、乙から請求があつたときは、本約定による被担保債務について、遅滞なく、報告し、又は必要な資料を提供することとする。

第十一條 本約定による質権の及ぶ期間は、昭和年月

2 前項の期間内に甲が第五条第一項の各号のいずれかに該当したときは、前項

かわらば、本約定による質権の及ぶ期間は、甲が当該各号のいずれかに該当した日から六ヶ月を経過して又は前項の期間の満了した日ひまでとする。

第六条第五項の請求は、前項の期間の満了後三か月を経過した日まで二行う二七二十一

る。ただし、甲の行方不明その他やむを得ない事情により甲が同条第四項の手続を行う。

ことができない場合であつて、丁が乙に対して当該事情を明らかにした書面を提出したときは、乙及び丁の協議により、当該期間を相当期間延長することができる」ととする。

4 本約定による質権は、第一項もしくは前項のいずれかの期間の満了又は新約定の締結

により消滅することとする。

び乙がそれぞれ一通を保管することとする。

(別冊) ▲受益証券
受益権証書 ▽明細書

販賣行員の手帳の記入欄に「**証券又は**」と記入する。

種類 発行銀行
証書番号 預入日 満期日
信託金額 名義人

卷之三

卷之三

（月刊）今古物語

(別冊) 犯便者名簿

日利金月

卷之三

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

計名

上記の通り相違なきことを認めます。

昭和
年
月
日

会社(甲) 住所

氏名又は名称

三